

特許法施行規則等の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	省令案の２ページの改正前欄の「新設」は「加える」のほうがよい。同１ページの９行目の「加える」と同様に。	このような改正を行う場合、通常、経済産業省令においては、本省令のような表記としていることから、今回もこのような表記とすることとします。
2	（１）書面手続（発送）デジタル化のための改正について ユーザとしてデジタル化のニーズが高く発送件数の多い７種類を、オンライン発送するための改正であり、歓迎する。 今後もオンライン発送する書類の拡大を希望するとともに、御庁としてもこの改正（特に特許（登録）証のオンライン発送）についてのきめ細やかな周知をお願いしたい。	本省令についての賛同の御意見として承ります。また、周知については丁寧に行うとともに、政府全体の手続デジタル化の検討状況等も踏まえつつ、特許庁におけるオンライン発送について検討を進めます。
	（２）移転登録済通知に関する改正について 登録義務者等に無断で移転登録申請が行われる可能性が低くなったことに伴い、単独申請の際に登録義務者に対する通知を廃止するものであり、廃止に伴う不利益はほぼ想定されない一方、発送する御庁及び受領するユーザ双方に、当該通知を廃止することで事務処理負担の軽減が見込まれる。そのため、移転登録済通知がオンライン発送される改正と合わせて、当該改正に賛同する。	本省令についての賛同の御意見として承ります。
	（３）営業秘密に係る閲覧制限の申出に関する改正について 民事裁判手続においても、営業秘密記載箇所を除いた書類（営業秘密記載箇所のマスキングを含む）の作成は、裁判所ではなく各当事者の責任とされており（民事訴訟法第92条第１項）、御庁における手続に関しても、ユーザが営	本省令についての賛同の御意見として承ります。 なお、改正により追加された特許法施行規則第44条の２第２項及び第50条の14第２項の規定は、自らが書類を提出する場合の申出時期に関する規定であって、相手方当事者が提出した書類に対する申出を制限するものではありません。 そのため、相手方当事者が提出した書類に営業秘密が含まれている場合につきましては、特許法施行規則第44条の２第１項及び第50条

	業秘密記載箇所を除いた書類を作成することには合理性があり、当該改正に同意する。 なお、法改正では、「自らが提出した書類」に関して、閲覧制限の申出を申し出る制度となっているが、一方当事者が提出した書類に相手方当事者の営業秘密が含まれている可能性がある。従来は、御庁において営業秘密記載箇所を除いた書類を作成し、それを閲覧等に供していたため問題は少なかったと思われるが、今後は、民事裁判手続（民事訴訟法第92条第1項）と同様に、どちらの当事者が提出した書類についても、営業秘密が記載された旨の申出をできるようにする必要があると考える。	の14第1項の規定に基づいて引き続きその旨を申し出ることが可能です。
3	【様式】 収入印紙の貼付欄があったので、収入印紙の使用についての意見を行う。 収入印紙での支払は不適切であるのでもう行わないようにされたい。（あまりにも愚かな国財務省がそのようにしているのであるが、明確に、収入印紙はその性質について問題があるものである（そもそも各印紙に識別用情報の記載も無いのが不適切である。全てについて識別用情報があるべきはずであろう（もちろん、それをしてもなお不適切にコピー等しての偽造を無くす事は完全には行えないであろうが、抑制の効果が生じるはずではあろう。）。）。） 国への費用納付については、財務省が電子納付のシステムを構築してそれをういていくようにするのが適切であるが（なお、利用について登録制・アカウント制として、履歴の確認も出来るようにするのが適切であろう。）、財務省にそのようにさせるか（しないのは愚かであると断言出来るものである。世の中に不正不法の種を撒いているような	本省令のうち、収入印紙の貼付欄のある様式に対する御意見であると理解いたしました。 登録免許税の納付方法については、国税庁が所管する登録免許税法の定めに従い、収入印紙以外による納付方法も可能としています。書面による申請の場合は収入印紙以外に現金納付、電子情報処理組織を使用する申請の場合は電子納付、クレジットカード納付に対応しております。

	ものであり、不適切かつ不効率である。財務省はまともな組織ではないと断じられるものである。)、特許関係の事務については、さしあたり、経済産業省・特許庁がシステムを構築してそれによつての納付を行わせるようにすべきと考える。	
--	--	--